

## 論 説

### ストーバス収益概念の構造

伊 丹 清

#### 目 次

##### はじめに

- I. 投資家指向・将来指向の視点の導入
- II. 既存の収益の定義の検討
- III. ストーバスの収益概念
  1. 収益の第1規準——「インフロー」
  2. 収益の追加規準と定義の開発
    - (1)収益の定義の望ましい属性といくつかの規準の排撃
    - (2)「レシートーコスト」概念の導入と定義の開発
    - (3)定義の実務への適用
- IV. 投資家への収益の報告
- V. ストーバス収益概念の特徴とその現実的意味
  1. ストーバス収益概念の特徴
  2. ストーバス収益概念の現実的意味

##### はじめに

現在、アメリカではリース会計、年金会計、先物取引などの新しい会計実務が登場してきている。これらの会計実務は、近代会計理論と呼ばれる取得原価と配分に基づく理論では合理化できない内容をもっている。このような状況のなか、近代会計理論に代わる理論的基礎を提供するために、F A S B は『財務会計概念ステイトメント』を発行し、これら新しい会計実務を支える理論を提供している。この『財務会計概念ステイトメント』は、アメリカの会計基準設定機関が発行したものであり、その意味で権威が非常に高く、いわゆる意思

決定会計論の集大成とも呼べるものである。だが、このステイトメントに先だって、多くの意思決定会計論者と呼ばれる会計学者によって多様な意思決定論が展開されている。そして、それら理論の内容は『財務会計概念ステイトメント』のなかに取り入れられている。本稿では、そのような意思決定会計論の有力な論者一人であるストーバス（George J. Staubus）の学位論文『収益についての会計概念』（*An Accounting Concept of Revenue*）をもとに、その理論のもつ意味の解明を試みる。理論は、実務に対してある一定の役割を有するがゆえに、その存在意義がある。それゆえ、本稿では、このストーバスの学位論文が、当時から現在に至るアメリカの会計実務に対してどのような役割を果しているのか、換言すれば、その理論の現実的な機能とはなにかを明らかにすることを目的としている。

## I. 投資家指向・将来指向の視点の導入

ストーバスの『収益についての会計概念』が発表された1950年代半ばは、実現概念の拡大がさかんに議論された時期であった。かれはこの論文でもって、そのような議論に一石を投じたものと考えられる。ストーバスは、まずははじめに収益の研究の必要性について述べる。かれは、収益の基本的な性質の研究は行なわれておらず、もし「なに」が収益かを明らかにすれば、収益の「認識時点」と「測定」の問題の解決は容易になるという。さらには、割賦販売や償却性資産の除却損益の処理方法といった実務についての会計士間の意見の不一致の存在や、損益計算書における収益の報告方法の多様性の存在は、収益についての研究が必要なことを示す証拠であるという<sup>(1)</sup>。すなわち、ストーバスによれば、適切な収益の定義を開発できれば、収益の認識・測定の問題は解決可能であり、またこのような実務における会計士間の意見の不一致や報告方法の問題も解消されるというのである。

では、ストーバスはどのような観点に立って収益の定義を開発しようというのであろうか。かれは内部者ではなく「外部者」を重視する立場を探っている。かれのいう外部者とは、一般大衆、政府機関、顧客、納入業者、従業員、債権

者および株主を意味している。ストーバスは、このうちとくに債権者と株主を中心検討する。債権者と株主はともに持分保有者であり、また資本の投資家である。また、かれは材料、エネルギー、労働力などの供給者である納入業者や従業員をこの債権者・株主のカテゴリーに含めている。すなわち、ストーバスは債権者と株主をひろく捉え、広い意味での「持分保有者」の概念を用いて理論を展開するのである。これら持分保有者は会社の将来の返済能力を予測しようとするという点で共通性を有する。そして、会社の将来の現金残高は、現在の現金残高とその時点までの現金収支に依存するがゆえに、持分保有者は「現金取引」について利用可能なすべての指標を考慮しなければならない。このことは、換言すれば、持分保有者は資産、自分よりも高いランクの持分の純額、および将来の純資産についてできる限りのことを知りたいと考えていることを意味している。だが、各持分保有者への返済期日は異なるので、関心がある資産および持分の項目は異なる<sup>(2)</sup>。ただし、ここでとくに注意を払わねばならないのは、「あらゆる将来の資産と持分は、現在の資産と持分および現在と将来の間に発生するその変動に依存するがゆえに、長期の持分保有者は費用、収益、損失、利得、売上、原価および生産のような動態的な概念（dynamic concepts）によって確認されるプロセスにとくに関心がある<sup>(3)</sup>」ということである。すなわち、ストーバスにあっては、資産・持分ではなくその「変動要因」に力点が置かれるのである。

このように、ストーバスは収益概念を構築するうえで、まず持分保有者という観点を採用する。そして、持分保有者は会社の返済能力すなわち将来の現金残高の「予測」に关心があり、そのため資産と持分のみならずそれらを変動させる要因にも关心をもつ。かれは、このように持分保有者という概念を軸として、将来の現金残高の予測という「将来指向の視点」を導入する。つまり、「結論は、持分保有者の主張が現在から離れれば離れるほど、持分保有者は将来を見ているということである。ほぼすべての持分保有者が会社のキャッシュ・ポジションを予測する必要がある<sup>(4)</sup>」ということである。だが、ストーバスの主張はキャッシュ・ポジションの予測にとどまらない。かれによれば、持分保有者は「キャッシュ・フローの予測」にも关心をもつという。その主張は次の

ごとくである。

「持分保有者は、ゴーイング・コンサーンへの自分の持分の支払よりも（その会社を——筆者注）高くランク付けする目的のために、キャッシュ・アウトゴーを越える会社へのキャッシュ・インフローのパターンの予測に関心がある。一般的にいうと、そのような純キャッシュ・インフローは早期に発生する経済事象の結果である。この純キャッシュ・インフローの予測においては、将来の現金の純変動を示す早期の経済事象の要約が大きな価値がある。そして、そのような事象から実現するあるいはもたらされると予測される正の純効果の合計（たとえば、商品の販売から受取る現金が商品の取得または販売のために支出した現金を超過する額）と、そしてそのような事象からの負の純効果の合計（たとえば、商品の取得または販売のために支出する現金が購入者から回収されると予測される現金を超過する額）の差額は、利用可能な場合にのみ投資家にとって非常に有用なデータであろう。持分保有者にとって、最近のその発生率は将来の発生率の指標として重要である。さらに、その将来の発生率は将来のキャッシュ・ポジションの決定要素である<sup>(5)</sup>。」

このように、ストーパスは、持分保有者は自己の持分を評価するために「将来キャッシュ・フローの予測」に関心をもち、その予測には早期の経済事象の要約、たとえば収益である売上と費用である売上原価の差額、およびそのような経済事象の発生率が役に立つという。また、そのような発生率はキャッシュ・ポジションの予測にも役立つという。換言すれば、ストーパスは、持分保有者の観点に立つと、将来のキャッシュ・ポジションとキャッシュ・フローの「予測」に役立つ収益の定義が必要だと主張するのである。このことは、収益の定義の検討にあたって、ストーパスが将来指向（すなわち予測、とりわけ将来キャッシュ・フローの予測）を重視していることを意味している。

では、会社は實際にはどの程度の情報を提供しているのだろうか。政府機関は要求する情報を得ている。また、株主と（材料提供者などを除く）債権者は「ある範囲」で情報を得ることができる。ところで、顧客は製品のサンプルや積荷の検査をすることができ、従業員は試験的に働いたのちに不満があれば辞めることができる。また、材料提供者は代金支払いまでの期間が短い。それに比して、資本の投資家たる株主といわゆる債権者はこれらの点でかれらよりも弱い立場にあり、それゆえ情報をより必要とするという<sup>(6)</sup>。このように、ストー

バスはさきにひろく捉えた株主・債権者のカテゴリーのうち、とくに弱い立場にある株主といわゆる債権者（投資家）に情報提供の焦点を絞るのである。換言すれば、この両者に的を絞った情報を提供せよと主張するのである。このような論理展開のもとに、かれは「公表企業財務諸表は短期と長期の投資家のための情報を強調すべきである<sup>(7)</sup>」と結論づけている。

## II. 既存の収益の定義の検討

ストーバスは、収益の定義の開発にあたって、報告対象を投資家（株主と債権者）に限定し、将来のキャッシュ・ポジションとキャッシュ・フローの予測に役立つ情報の提供という立場を採用する。すなわち、投資家指向・将来指向の立場に立つ。そのうえで、ストーバスは既存の収益の定義を再検討し、分類する。ストーバスの分類における基準は、「インフローーアウトゴー基準<sup>(8)</sup>」（the inflow-outgo basis—下線—原文下線）と「包括性<sup>(9)</sup>」（comprehensiveness）基準である。かれは、この二つの基準を用いて、アメリカ会計学会（AAA）の連続通牒、キャニング（Canning）、ドール（Dohr）、フィニーとミラー（Finney and Miller）、ケスター（Kester）、バッター（Vatter）、ペイトン（Paton）およびペイトンとリトルトン（Paton and Littleton）の各定義を独自に分類する。

まずは、ストーバスのいう「インフローーアウトゴー基準」に基づく分類である。かれは、この基準に基づくと、アメリカ会計学会の連続通牒、キャニング、ドール、フィニーとミラー、ケスターおよびバッターの各定義は「インフローー」に分類されるという。この点について見てみよう。アメリカ会計学会の収益の定義では、「企業の製品または用役の販売で受取る資産……の額<sup>(10)</sup>」という部分がストーバスの考察の対象とされる。また、キャニングは収益の代わりに総利益という用語を用いているとして、それを考察の対象にしている。キャニングの総利益とは総営業利益と総財務利益の合計である。それは貨幣での実現を意味しており、それゆえもたらされること（bringing-in）を意味する<sup>(11)</sup>。ストーバスは、この二つを期間中にプールにたまつた水と小川の流れに例えて、

アメリカ会計学会の定義では収益は受取資産額を意味し、またキャニングの説明では流入すること（the coming-in）を意味しているという<sup>(12)</sup>。ドールについては、かれが収益を「資本のインフロー<sup>(13)</sup>」とする点を捉えて、その定義はキャニングと似て、流入した資本ではなくインフローを意味するものであるとしている<sup>(14)</sup>。さらに、フィニーとミラーでは収益を「資産のインフロー<sup>(15)</sup>」とする点、またケスターでは「販売からのリターン・フロー<sup>(16)</sup>」とする点を考察の対象にする。そして、ストーバスは、「この両定義とも、収益は流入概念（an incoming concept）であり、そして両方とも収益は流入するもの（what comes in）よりもむしろ流入すること（the coming-in）である<sup>(17)</sup>」と述べている。最後のバッターの定義では、「収益は基本的なフローである<sup>(18)</sup>」（下線－原文イタリック）という点を捉えて、ストーバスは、バッターによる「収益は新しい資産のフローであり、資産それ自体ではない<sup>(19)</sup>」としている。以上のことを、ストーバスは次のようにまとめている。「これらは、流出の見解（the outgoing view）とは反対の流入概念（the incoming concept）を包含することが発見された、収益の定義である。そのうち五つは『新しい資産のフロー』という見解を探る。一つ（A A A）はあきらかに新しい資産が収益であると考える<sup>(20)</sup>。」

つぎに、アウトゴーに属するとされるペイトンおよびペイトンとリトルトンの定義についてのストーバスの主張を見よう。ストーバスは、ペイトンが収益を資産と原価要因の減少と持分への追加（利益）の合計としている<sup>(21)</sup>点と、ペイトンとリトルトンの「顧客から受取った新しい資産の額によって測定される企業の製品<sup>(22)</sup>」とする収益の定義を取り上げ、先のインフローに属する定義との違いを次のようにいう。ペイトンの定義によれば、収益は資産の減少プラス持分の変動（増加）であり、それゆえ貸方の仕訳によって記録されることになる。対照的に、先のインフローに属する定義では、収益は資産の増加でありそれゆえ借方による記録を意味する。すなわち、先の定義とは逆の関係になるというのである。一方、ペイトンとリトルトンの定義では、アメリカ会計学会が収益を流入する「もの」と定義するのと似て（内容的には逆であるが）、収益を流出するもの（what goes out）と定義しているという<sup>(23)</sup>。このように、こ

の二つの定義は異なる点はあるものの、ストーバスの「インフローーアウトゴー基準」によれば、アウトゴーに属するものとされる。

ストーバスのもう一つの分類基準は包括性基準である。この基準は各収益の定義の内容の広さを問題にするものである。かれはこの基準を用いて、さきに検討した定義をさらに別の角度から分類する。包括性基準によると、さきに検討した定義のうちペイトン、ペイトンとリトルトン、ケスターおよびフィニーとミラーのものがもっとも狭いとされる。すなわち、「それらは『営業収益』と一般に呼ばれるものに限定されるであろう<sup>(24)</sup>」というのである。キャニングの定義は総財務利益を含めるがゆえに、それらよりも広い概念とされる<sup>(25)</sup>。アメリカ会計学会の定義は、「負債の有利な決済からの利得<sup>(26)</sup>」と、「契約条件に従って発生基準に基づいた……利子、賃貸料、ロイヤリティーおよび類似の契約からの収益<sup>(27)</sup>」を含むがゆえに、さらに広いとされる。そして、ドールの定義はそのアメリカ会計学会の定義を一般的にしたものであるとされる<sup>(28)</sup>。最後に、資金自体からなる残余持分以外の持分に縛られない新しい資産の追加を収益とするバッターの収益の定義<sup>(29)</sup>を、ストーバスはもっとも包括的なものとしている<sup>(30)</sup>。

以上の2基準によるストーバスの分類を一覧表にしたものをつけに示そう。

#### ストーバスによる既存の収益の定義の分類

	(インフロー)	(アウトゴー)
狭い  (包括性) ↑ ↓ 広い	ケスター フィニーとミラー  キャニング  アメリカ会計学会 ドール  バッター	ペイトン ペイトンとリトルトン

(出所) Staubus, George J., *An Accounting Concept of Revenue*, pp.20-8.より  
筆者作成。

ストーバスはこの分類には加えていないが、ブレイ（Bray）の「収益はビジネス取引末の貨幣的表現である。そのことは新しい流動資産のインフロー時点の測定を意味する。換言すれば、収益は企業に新しい流動資産をもたらす<sup>(31)</sup>」という考えに対して次のように述べる。いわく、「それ（収益－筆者）は新しい流動資産のインフロー時点で測定される。しかし、このことはそれ（収益－筆者）が新しい流動資産のインフローであることを意味しない。収益自体はアウトゴーでもインフローでもない<sup>(32)</sup>」（下線－原文下線、波線－筆者）と。ここでは、ストーバスはインフロー＝アウトゴーのどちらかに偏ることなく、中立的立場を採ることを強調している。だがしかし、このストーバスの分類を見ると、インフローに分類されている定義が多い。また、かれの包括性基準によると狭いとされるものが比較的多い。ストーバスによる明確な言及はないが、かれは既存の定義は内容的に狭いと考えているものと思われる。これらの点はかれの収益概念開発の布石になっているものと考えられる。

### III. ストーバスの収益概念

#### 1. 収益の第1規準——「インフロー」

ストーバスは辞書により収益の語源を説明する。それは次のようなものである。収益（revenue）はフランス語の revenir（英語の意味は to return）から来ており、さらにそれはラテン語の re+venire すなわち re+venire（英語の意味は to come）に由来する<sup>(33)</sup>。ストーバスによれば、このことは収益がインフローであるという見解を支持するという。一方、かれは、アウトゴーに分類されるペイトンの定義は収益を定義するものではなく、収益勘定の貸方を説明しようとするものであるという。それゆえ、先のペイトンの定義の「収益」を「収益勘定の貸方残高」に置き換えると、インフローとする見解との矛盾は解消するという。また、ペイトンとリトルトンのモノグラフのなかには収益の「定義」にあたるものは見いだせないという<sup>(34)</sup>。すなわち、「唯一の定義は……収益をインフローと見なす<sup>(35)</sup>」ものであるとされる。このように、ストーバスは既存の定義を中立的に分析するかのように裝い、そのじつ、かれの収益の定義の開

発においては「インフロー」の観点を導入している。さらに、ストーバスは残余持分の観点から、収益がインフローであるという主張を積極的に展開する。

かれはまず残余持分の特徴について検討する。残余持分は以下のようないくつかの特徴をもつという。それは(1)残余持分はすべての実体に存在する持分クラスであり、複式簿記の等式において類のない構成要素であること、(2)残余持分以外の持分の変動は会社とその持分保有者との契約事項だが、残余持分の変動は企業と顧客などとの取引の結果であり、残余持分保有者にとっては契約事項ではないこと、つまりその変動は非契約的な性格を有すること、(3)残余持分額の正確な計算は資産と残余持分以外の持分の正確な残高に依存すること、(4)残余持分の変動とその構成要素は投資家にとって重要であること、である。そして、このような特徴が、多くの目的にとって有用な会計等式「資産－特定持分（specific equity）＝残余持分」において、残余持分すなわち普通株主持分を他と非常に異なったものにするという<sup>(36)</sup>。このような検討を通して、ストーバスは残余持分の重要性を強調するのである。そして、かれはこの残余持分の観点から、収益が「インフロー」であるという主張を展開する。いわく、

「……インフローは残余持分の観点から資産－特定持分＝残余持分という等式の左辺の構成要素の正の変化と表現できる。その等式の左辺を構成する項目を、われわれは『純資産』と呼ぶ。その場合、収益は、会計記録が関係する営業領域への純資産の流入（すなわち、資産の流入または特定持分の清算）、あるいはすでにその営業領域内にある純資産項目の増加（すなわち、資産の増加または特定持分の減少）を含むに違いない。もちろん、このことは純資産項目の流入または増加のすべてが収益であることを必然的に意味するものではない。しかし、これらの特徴を一つも有さない現象は、収益ではない<sup>(37)</sup>。」（下線－原文下線）

このように、ストーバスは残余持分の観点をとりわけ重視して、収益を純資産項目の流入または増加すなわち「インフロー」とする主張を展開するのである。以上のように、ストーバスは多面的な考察を経て、「インフロー」を収益の第1基準とする。つぎに、その他の収益規準についてのストーバスの主張について検討しよう。

## 2. 収益の追加規準と定義の開発

### (1) 収益の定義の望ましい属性といくつかの規準の排撃

収益は純資産項目の流入または増加であるが、そのすべてが収益ではない。換言すれば、その定義では広すぎ、それを狭めるために追加の規準が必要とされる。その規準を考察するまえに、ストーバスは収益の定義がもつべき望ましい属性について述べている。それは、(1)実用性 (practicality)、(2)基本的に同質の現象を規定し、関連する理論的フレームワークに適合すること、(3)重要性 (materiality) の三つである。くわえて、かれは収益の要件として「残余持分保有者による投資の除外」をあげている<sup>(39)</sup>。かれは開発する収益の定義はこのような属性と要件をもたねばならないというのである。

この実用性という属性に基づいて、ストーバスは特定持分の清算は収益ではないという考えに異議を唱える。すなわち収益だというのである。販売商品と現金の交換は収益であるが、販売商品と仕入先の約束手形（支払手形すなわち特定持分）の交換は収益でないという主張は、残余持分保有者の観点からは矛盾しており、実用的でないというのである。なぜなら、その二つに大きな違いは存在しないからである<sup>(40)</sup>。また、ストーバスはその他のいくつかの収益規準についても否定的な見解を示す。まずは「販売」である。かれは、収益を販売の好ましい側面である純資産項目の流入に限定した場合、残余持分の観点からは経済事象の有用な区別はなしえないとして、販売は「一般的テストとしては不十分である。すべての販売は収益取引であろうが、しかしその収益取引が販売ではない<sup>(40)</sup>」とする。より広い概念が求められるのである。さらに、ストーバスは収益を流動項目の増加に限定すること（あるタイプの純資産項目の増加だけを収益とすること）についても否定的である。老舗の長期手形と新興会社の短期手形を比較した場合、短期手形の現金決済の可能性がかならずしも多いとはいはず、それゆえ「流動性」を収益のテストとすることは信頼できないという。ところで、ストーバスは、インフローが貨幣価値（money-value）であるか実質価値（real-value）であるかは、収益を定義するうえで問題ではないという。なぜなら、貨幣価値資産、実質価値資産とも残余持分保有者にとっ

て望ましいものだからである<sup>(41)</sup>。この点はかれの定義と深くかかわっている。なお、貨幣価値資産と実質価値資産についてはのちに述べる。

## (2) 「レシート－コスト」概念の導入と定義の開発

ストーバスは収益の定義の望ましい属性と要件を規定し、くわえていくつかの収益規準を排撃した。かれは、そのような規準は収益の追加規準としては不十分であり、より包括的なアプローチによる追加の規準が必要であると主張する。そこで、ストーバスはまず、経済事象の望ましい側面を表わす「レシート」(receipt) という用語と、その反意語である「コスト」(cost) という用語をあらたに導入する。かれによるその二つの用語の説明は次のとくである。

「レシートは経済単位への資産の流入または持分の清算である。レシートの反対はコストである。コストは経済単位からの資産の退出または持分の発生である。レシートとコストは、取引またはその他の経済事象の望ましい側面と望ましくない側面である。レシートは好ましいものの流入である。コストは必要ない。コストは好ましいものの放棄である。レシートは必要ない。……

費用は、あるタイプの経済事象において純資産項目のレシートに帰着するまたは純資産項目のレシートに貢献する、経済単位からの純資産項目の退出を意味するのに会計で用いられる用語である。費用はコストほど広い言外の意味をもたない。費用はある一定の経済事象のリスト——収益取引——に含まれるコストに関係する。

収益はしばしば同様に狭い意味で用いられる。しかしながら、その用語の有効な使用はその意味について意見の一一致がないために制限されてきた。多くの会計士はその用語をどのような基本的な意味でもまったく使わない。『総収入』(Gross income) または『売上高』と『その他の収入』(other income) が収益の代わりに用いられる。費用はより一般的な用語である。なぜなら、費用はそれ以前に決定されたものと結びつけられるからである。一般に、費用は損益計算書で報告されるレシートと因果関係をもつコストである。

.....

残余持分の観点から見ると、残余持分保有者との取引はレシートとコストを含まない。投資家（残余持分に特別な关心をもつ者）のための会計では、レシートは、残余持分保有者との取引以外の経済事象における会社への資産の流入（あるいは資産の実質価値の増加）、または特定持分の清算（あるいは実質価値の減少）である。コストは、残余持分保有者との取引以外の経済事象における資産の退出（あるいは資産の実質価値の下落）、または特定持分の発生（あるいは実質価値の増加）である。この二

つの概念（レシートとコスト）は収益を定義するための基礎を提供する。収益はレシートの一つのクラスである<sup>(42)</sup>。」（下線－原文下線）

このように、この二つの新しい概念「レシート」と「コスト」は広い概念である。また、それは残余持分保有者と会社の取引に関係しない概念である。ストーバスは、かれ自身の収益と費用の定義のためにこの二つの概念を導入する。それゆえ、ここではその二つの概念と収益・費用の大まかな関係が説明されている。つぎに、ストーバスは、このレシートとコストという二つの概念と、さらに四つの基準を組み合わせて経済事象を分類し、その中から収益と費用にかかるものを選択する。その四つの基準とは「(1)別の経済単位が関係するか否か、(2)純資産項目の移動方向数、(3)純資産の増加と測定単位の関係および(4)純資産の減少と測定単位の関係<sup>(43)</sup>」である。これを簡単に説明しよう。まず(1)は取引か取引でないかということである。(2)は一面的事象か二面的事象かということであり、その違いは以下の表に示す通りである。(3)と(4)は、その増減が貨幣価値のものか実質価値のものかどうかということである。なお、貨幣価値と実質価値の相違については、のちに述べる貨幣価値資産と実質価値資産の箇所を参照されたい。

#### 一面的事象と二面的事象の相違

	レシートとコスト との関係	残余持分 への影響	必要な独立の 測定値の数
一面的事象	どちらか一方	有	1
二面的事象	レシート＋コスト	無	2

（出所）Staubus, George J., *An Accounting Concept of Revenue*, p.52.  
より筆者作成。

この4基準とレシートとコストの組合せによる経済事象の分類を以下に示す。  
(なお、先の収益の要件に従って、残余持分保有者との取引はこのリストから除かれている。)

1. 二面的取引——貨幣価値純資産項目の流入（貨幣価値レシート）と貨幣価値純資産項目の流出（貨幣価値コスト）。例：受取手形の回収、社債への投資、資金の借入、借入金の返済。
2. 二面的取引——貨幣価値純資産項目の流入（貨幣価値レシート）と実質価値純資産項目の流出（実質価値コスト）。例：商品の販売、用役（一時的に資産と考えられる購入用役）の提供、商品販売契約に基づく現金の受領。
3. 二面的取引——実質価値純資産項目の流入（実質価値レシート）と貨幣価値純資産項目の流出（貨幣価値コスト）。例：掛による商品の仕入、設備の現金購入、先物市場での空売り（short sale）を同市場での買いによってカバーすること。
4. 二面的取引——実質価値純資産項目の流入（実質価値レシート）と実質価値純資産項目の流出（実質価値コスト）。例：ビル用地の交換、商品とトラックの交換、販売契約に基づいてさきに現金を受取った商品の引渡。
5. 一面的取引——貨幣価値純資産項目の流入（貨幣価値レシート）。例：贈与金の受取、（政府の観点からの）財産所有者への課税。
6. 一面的取引——実質価値純資産項目の流入（実質価値レシート）。例：土地の贈与の受取、個人的用役の贈与の受取。
7. 一面的取引——貨幣価値純資産項目の流出（貨幣価値コスト）。例：慈善組織への金の寄付、（会社の観点からの）会社への課税。
8. 一面的取引——実質価値純資産項目の流出（実質価値コスト）。例：慈善組織への商品の寄付、政府に対する（従業員の）用役の寄付。
9. 一面的な取引でない経済事象——貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート）。例：貨幣の偶然の発見。
10. 一面的な取引でない経済事象——実質価値純資産項目の増加（実質価値レシート）。例：会社所有地からの石油の偶然の発見、棚卸資産の市場価額の上昇。
11. 一面的な取引でない経済事象——貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）。例：盗難による貨幣損失。
12. 一面的な取引でない経済事象——実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）。例：保険のかかっていない建物の火事による損壊、棚卸資産の市場価額の下落。
13. 二面的な取引でない経済事象——貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート）と貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）。例：貨幣価値資産と貨幣価値持分が存在している期間の貨幣の用役潜在性の変動。
14. 二面的な取引でない経済事象——貨幣価値純資産項目の増加（貨幣価値レシート）

- と実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）。例：アメリカ政府に売却するための金または銀の最終準備段階。
15. 二面的な取引でない経済事象——実質価値純資産項目の増加（実質価値レシート）と貨幣価値純資産項目の減少（貨幣価値コスト）。筆者は例を提供できない。
  16. 二面的な取引でない経済事象——実質価値純資産項目の増加（実質価値レシート）と実質価値純資産項目の減少（実質価値コスト）。例：購入した材料、設備および用役の生産工程への使用<sup>(44)</sup>。

ストーバスは、この経済事象のリストのうち収益事象でないものをまず除外する。7、8、11、12は純資産項目の増加と関係がない、すなわち第1規準に適合しないとして除かれる。さらに、めったに収益事象として言及されないものは除外するとして、9と10（この二つは利得と考えられる）、13、14、15、16が除かれる。また、1は金融取引、3は購入とされ、収益事象からは除外される。このようにして、ストーバスはこのリストのうち2、4、5、6のみを収益事象とする。その結果、先の経済事象のリストは要約すると次のようになるという<sup>(45)</sup>。

1. 交換（Interchange）（金融）	9. 利得
2. 収益－費用	10. 利得
3. 交換（Interchange）（購入）	11. 損失
4. 収益－費用	12. 損失
5. 収益	13. 物価変動
6. 収益	14. 変換（Conversion）
7. 費用	15. 変換（Conversion）
8. 費用	16. 生産活動

ここで、ストーバスは二つの問題点を指摘する。一つは、前払による雑誌の定期講読である。この場合、前払と雑誌の発送の両方が収益－費用（前払は2のタイプであり、雑誌の発行は4のタイプ）になる。ストーバスはこの重複は望ましくないとして、前払を交換と見、収益－費用事象を雑誌の発送に限定する。すなわち、実質価値特定持分の清算を収益と見る。そして、かれはこの例から「顧客の前渡金」を収益－費用事象から除外する。もう一方の問題点は「付隨的な実質価値特定持分の清算」である。ストーバスは、配達・据付けの

例でそれを説明する。その例とは、配達・据付けサービス付のテレビの現金販売である。この場合も、販売と配達・据付けはともに収益－費用事象（販売は2のタイプ、配達・据付けは4のタイプ）である。ただし、このケースでは、配達・据付けが交換とされ、販売が収益－費用事象とされる。すなわち、ストーバスは先の例とは反対に、この場合には実質価値特定持分の発生を収益と見るのである<sup>(46)</sup>。このように、収益－費用事象が二つ存在するケースについて、ストーバスは対照的なアプローチを探る。換言すれば、ストーバスの収益概念には弾力的な要素が含まれているといえるであろう。

ところで、持分保有者との取引以外の経済事象を網羅した先の16項目のリストは、結局はその要約に見られるように九つの事象に分類される。そのうちの四つは一面的事象（レシートかコストどちらか一方の事象）であり、レシートは収益と利得、そしてコストは費用と損失である。二面的事象である「収益－費用」のレシートとコストは収益と費用である。残る四つの二面的事象は、交換、物価変動、変換および生産活動各々のレシートとコストを含む。すなわち、レシートは収益、利得、交換レシート、物価水準レシート、変換レシート、生産レシートの六つに、そしてコストは費用、損失、交換コスト、物価水準コスト、変換コスト、生産コストの六つに分類される。この12の価値フローは、「顧客の前渡金」と「付隨的な実質価値特定持分の清算」を除いては、先の16項目のリストのように定義される<sup>(47)</sup>。ただし、この二つの例外を考慮に入れて、「収益」、「費用」および「交換」についてはあらためて定義がなされる。つまり、さきに例外とされたものも含めて収益と費用についての完全な定義がなされるのである。

「収益は(1)(a)顧客の前渡金または(b)付隨的な実質価値特定持分の清算を除く実質価値コストでのあらゆる取引レシート、または(2)一面的取引のあらゆるレシートである。……

交換レシートは(1)貨幣価値コストでのあらゆる取引レシート、(2)顧客の前渡金のレシートまたは(3)付隨的な実質価値特定持分の清算である。……

……費用は(1)(a)顧客の前渡金のコストと(b)付隨的な実質価値特定持分の清算のコストを除く、レシートのあらゆる実質価値取引コスト、または(2)一面的取引のあらゆる

コストと定義されるであろう。……

交換コストは(1)二面的取引のあらゆる貨幣価値コスト、(2)顧客の前渡金のレシートにかかる実質価値特定持分の発生、または(3)付随的な実質価値特定持分を清算するためのあらゆるコストの発生である<sup>(48)</sup>。」(下線－原文下線)

なお、ストーバスは、この定義は本節の冒頭で示した収益の定義の望ましい属性をもつものであるとしている<sup>(49)</sup>。

以上見たように、ストーバスはレシートとコストという新しい「フロー」概念を導入し、その概念でもって残余持分保有者との取引以外のすべての経済事象を分類する。すなわち、ストーバスによれば、そのような経済事象はレシートとコストでもって説明できるということになる。そして、このレシートとコストでもって、すなわち新しいフロー概念でもって、収益と費用を定義する。レシートとコストは対をなす概念であり、それゆえここでは収益に合わせて費用も定義されている。だが、ストーバスの焦点は収益にあるものと考えられる。つまり、費用は収益の補足として定義されているものと考えられる。費用の定義の中の「であろう」(may)という単語には、注意を要する。

### (3)定義の実務への適用

この収益の定義の開発によって、「なに」が収益かという問題にストーバスは決着をつけた。つぎに、ストーバスは実務についての会計士間の意見の不一致という問題の解決に取り組む。すなわち、かれは、二つの例外を除いてこの定義が実務に一貫して適用可能なことを示すことによって、この定義が実務についての会計士間の意見の不一致を解消できるとするのである。

では、その二つの例外とはなんであろうか。一つは割賦販売である。ストーバスによれば、後払販売(delayed payment sale)は、たとえば約束手形という資産の流入と商品という実質価値資産の流失からなる収益取引であるという。すなわち、先のリストでいえばタイプ2の取引である。ところで、割賦販売では、商品に対する所有権(title)は法的には割賦契約履行(支払終了)時まで販売者にとどまり、履行時点での購入者に移転するというのが基本である。だが、ストーバスはこの法的状況と実際の経済的状況は異なるという。割賦契約の大

半が実際には完全に履行されているという状況を考慮すると、割賦販売は契約締結時に収益が発生すると解釈するのが合理的だというのである。すなわち、会計の観点からは、法的状況に縛られずに、経済的状況を鑑みて割賦販売を先の後払契約と同じと見るのが最善だというのである<sup>(50)</sup>。このように、ストーバスは、当時の割賦販売の一般的な実務は自己の定義と矛盾するというのである。補足すれば、かれの定義では割賦販売の収益を契約締結時点で認識するのに対し、当時の一般的な実務は割賦基準で認識していたということである。ここで注目すべきは、ストーバスが、法的状況に縛られずに経済的実質を重視するという考え方を導入している点である。

もう一つの例外は優先株の売却である。ストーバスは普通株と優先株について異なる取扱いを主張する。社債は貨幣価値資産であり、その売却は（先のリストのタイプ1の）交換である。普通株は実質価値資産であり、その売却は（同タイプ2の）収益取引とされる。では、優先株の売却はどちらなのであろうか。貨幣価値資産と実質価値資産の相違は、「(1)貨幣価値資産はそれ自体の用役潜在性の貨幣価値に左右されるが、実質価値資産はそうではない、(2)直接測定の技術は実質価値資産の場合よりも客觀性と信頼性をもって貨幣価値資産に適用できる、(3)貨幣価値資産は富ではないが、実質価値資産は通常は富である<sup>(51)</sup>」という点にある。この観点から見ると、優先株は(1)と(3)の点では貨幣価値資産、(2)の点では実質価値資産と考えられる。ストーバスはこのことを総合的に判断して、優先株は貨幣価値資産であると結論づけている。それゆえ、優先株の売却は社債の売却と同様、収益取引ではなく「交換」とされる<sup>(52)</sup>。

ストーバスは、この二つの例外（割賦販売と優先株の売却）は境界線のケースであり、自らの定義を否定しうるものではなく、全体としては自己の定義は実務に「容易に適用<sup>(53)</sup>」できるとしている。すなわち、統一的に実務に適用できるこの収益の定義の開発によって、実務についての会計士間の意見の不一致が解消できるというのである。ところで、この実務への適用の検討のなかで、ストーバスは物価変動による資産の用役潜在性の増加について、収益ではなく利得であると述べている<sup>(54)</sup>。かれは物価変動による利得を否定せず、それを認めるのである。

#### IV. 投資家への収益の報告

最後に、ストーバスの報告方法についての提案を見てみよう。これは、かれが問題とする収益の報告方法の多様性の解消を意図するものである。まずは、ストーバスがなにを中心に置いた報告を考えているのか、という点から見ていこう。

ストーバスは、会計の基本は資産と持分であり、とくに投資家の観点からは残余持分の正確な情報が望ましいという。だが、現実には残余持分についての情報を直接利用することはできない。したがって、現在の資産と持分の個々の項目についての情報が有用となる。しかし、その完全な情報もまた欠けている。それゆえ、資産と持分の各項目の変動についての情報を投資家に提供することが必要であるというのである。そして、収益はその一部を構成する<sup>(66)</sup>。ところで、かれによれば、会計の基本は資産と持分であり、したがって会計の基本的ステイトメントは貸借対照表になる。それを補足するものとして、かれは貸借対照表の各項目の詳細を示すリストと、そして貸借対照表項目の変動を示す動態的ステイトメント（dynamic statements）を考えている。だが、構造的に下位に置かれるこの二つは、有用性の点ではかならずしも貸借対照表を補足するものではないとされる<sup>(67)</sup>。このように、ストーバスは貸借対照表が基本であるとしながらも、「資産と持分の変動」についての情報の有用性を強調する。ただし、投資家にとっては資産よりも持分（とくに残余持分）が重要であり、それゆえ残余持分の変動がもっとも重要なものとなる。そして、収益はこの残余持分の変動の最大の構成要素の一つである。したがって、収益は将来の残余持分の変動の予測にも有用であり、それゆえ、「収益の報告は投資家に対する会計の重要な部分である<sup>(67)</sup>」とされる。収益の報告の重要性はまさにこの点に求められる。以上のように、ストーバスは資産と持分の「変動」を重視するがゆえに、かれの会計報告の焦点は「動態的ステイトメント」に置かれている。そして、その動態的ステイトメントは、残余持分変動表とそして収益－費用ステイトメントとかれが呼ぶ損益計算書から構成される。

まずは、ストーバスによる残余持分変動表の例示について検討しよう。なお、

この例示はインフレを仮定したものである。この残余持分変動表は、前期残高修正部門と当期部門を増加と減少の二面に分けて表示する。この変動表の特徴は物価変動を考慮する点にある。すなわち、前期残高修正部門には「物価水準調整」という項目を置き、報告日（当期末）の測定単位に換算した残高を計算する。また、当期部門では、純貨幣価値持分の物価水準純利得と、そして実質価値資産の貨幣価値の上昇率が一般物価水準上昇率を上回ることに起因する純利得の二つを計上する<sup>(6)</sup>。このように、ストーバスの残余持分変動表は、物価水準の上昇に起因する利得（インフレ利得）を認識することを大きな特徴としている。

つぎに、ストーバスの収益－費用ステイトメントの例示について見てみよう。期中の最大の残余持分の変動は収益と費用の差額である。それゆえ、収益－費用ステイトメントは構造的には残余持分変動表を補足するものであるが、重要性ではかならずしも劣るものではないという。くわえて、収益－費用ステイトメントは、投資家が「将来」の収益と費用の差額を予測するのに役立つように作成されるべきだとされる。すなわち、「将来予測目的」に有用な形での収益と費用の報告に力点が置かれる。この目的にかなうものとして、かれはセグメント（例示では製品）別の収益－費用ステイトメントを提案している。とくに、この例示の特徴としては、優先株の配当が費用とされていることがあげられる<sup>(6)</sup>。このことは、かれが特定持分の一部である優先株の配当を負債の利息と同様に考えていることを示しているものと思われる。なお、このストーバスのセグメント別報告の考えは、そのような考え方のなかでは早い時期のものと思われる。

ストーバスの以上の会計報告についての主張を要約すると次のようになろう。ストーバスは、会計の基本は資産と持分であるとし、財務諸表の基本に貸借対照表を据えている。このことは、近代会計が損益計算書を中心とするのとは対照的であり、かれの主張の特徴となっている。ただし、かれは投資家を重視するがゆえに、その焦点は残余持分に置かれている。そして、この残余持分を軸に貸借対照表と動態的ステイトメントを結びつけ、その主張を展開する。すなわち、投資家にとって残余持分の変動と、そしてその変動の中心を占める収

益と費用についての情報が重要であるとして、動態的ステイトメントである残余持分変動表と収益－費用ステイトメントについての主張を積極的に展開するのである。とくに、残余持分変動表は「もっとも有用な動態的会計ステイトメント<sup>(80)</sup>」とされ、構造的にはその中核をなしている。それは物価水準変動による利得を認識するところに特徴を有している。

なお、このストーバス理論の全体構造は136—7ページの図のようになろう。

## V. ストーバス収益概念の特徴とその現実的意味

### 1. ストーバス収益概念の特徴

ストーバスは、収益の定義の開発にあたって、投資家（とくに残余持分保有者）の将来キャッシュ・フロー予測に有用な情報の提供を重視する立場を採る。このような投資家重視、将来指向の考え方（とくに将来キャッシュ・フロー概念）はこのストーバス理論の論理上の最大の特徴である。そして、この投資家の観点から収益を定義するさいの論理的な武器となっているのが、「レシート」と「コスト」という新しい概念である。ストーバスは、この概念でもって、「販売基準」などに代わる収益の定義を開発するのである。と同時に、費用、利得、損失もこのレシートとコスト概念から説明される。さらに、ストーバスは近代会計とは対照的に貸借対照表を会計の中心に据える。だが、ストーバスの主張は貸借対照表だけにとどまらない。投資家の観点からは資産よりも持分とくに残余持分が重要であるとして、残余持分に力点を置く。そして、この残余持分を軸に、動態的ステイトメントの重要性を主張する。すなわち、投資家にとっては、貸借対照表項目の変動とくに残余持分の変動についての情報が有用であるとして、「残余持分変動表」と「収益－費用ステイトメント」に対する主張を積極的に展開するのである。この二つのうち、構造的には物価変動による利得を含む「残余持分変動表」がその中核をなしている。

### 2. ストーバス収益概念の現実的意味

では、このストーバス理論と実務の関係はどうなっているのだろうか。換言

すれば、この理論の現実的意味とはなんであろうか。本稿でみたように、投資家重視および将来指向と将来キャッシュ・フローについての主張は、この理論の論理上のもっとも特徴的な点である。また、ストーバスは投資家の観点から残余持分を重視し、財務諸表の中心に貸借対照表を据えている。これは、当時主流であった近代会計理論が取得原価と配分を論理の中心に置き、損益計算書を重視するのとは対照的である。くわえて、近代会計理論が原価配分という費用を中心とした論理展開をするのに対して、ストーバスはそれとは反対に収益を中心とした論理を組み立てている。このように、かれの理論は近代会計理論と相反する、すなわちそれを排撃する論理内容をもっている。とくに、ストーバスは投資家の観点から残余持分を重視し、残余持分変動表に力点を置く。この残余持分変動表は物価変動利得の認識をする、すなわち未実現保有利得（および損失）をも認識するものである。このことは実現概念の拡大であり、近代会計理論の枠組を打破するものである。換言すれば、ストーバスは投資家指向と将来指向という独自の考え方を導入することによって、実現概念を拡大し、近代会計理論を排撃するのである。くわえて、ストーバスがこのような当時としては斬新な考え方を50年代半ばという早い時期に導入している点を考慮すると、かれの理論はその後の意思決定会計論の形成に大きな影響を与えたものと思われる。すなわち、早くは、AAA『基礎的会計理論』(ASOBAT) の利用者指向の理論に、そして現在の『財務会計概念ステイトメント』に大きな影響を与えたものと考えられる。具体的には、将来キャッシュ・フロー概念は現在の『財務会計概念ステイトメント』第1号の中心に据えられるものである。また、残余持分と貸借対照表についてのかれの主張は、貸借対照表を財務諸表の中心に置き、そして資産、負債、持分を核に構成される同ステイトメント第3号の内容に相通じるものがある。以上のように、このストーバス理論は、近代会計理論とは対照的な理論を提供することによって、それを排撃するとともに、現在に至る意思決定会計論の「具体的な内容」を50年代半ばという早い時期に提供した点にその現実的な意味が存在する。そして、このストーバス理論によって支えられた『財務会計概念ステイトメント』を中心とする意思決定会計論によって、リース会計などの現代型の会計実務が支えられているのである。その

## ストーバス収益概念の全体構造

〔ストーバスの問題提起〕

- (1)「なに」が収益かを明確にすれば、認識時点・測定の問題は容易に解決可能
- (2)収益に関する実務についての会計士間の意見の不一致の存在
- (3)収益の報告方法の多様性の存在



〔ストーバスの視点〕

- 投資家指向・将来指向の視点の導入
- 投資家（持分保有者）は会社の将来の返済能力に関心があり、それゆえ将来キャッシュ・フローの予測にも関心がある。→資産・持分の「変動要因」がこの予測に有用であり、この目的にかなう収益概念の開発が必要である。

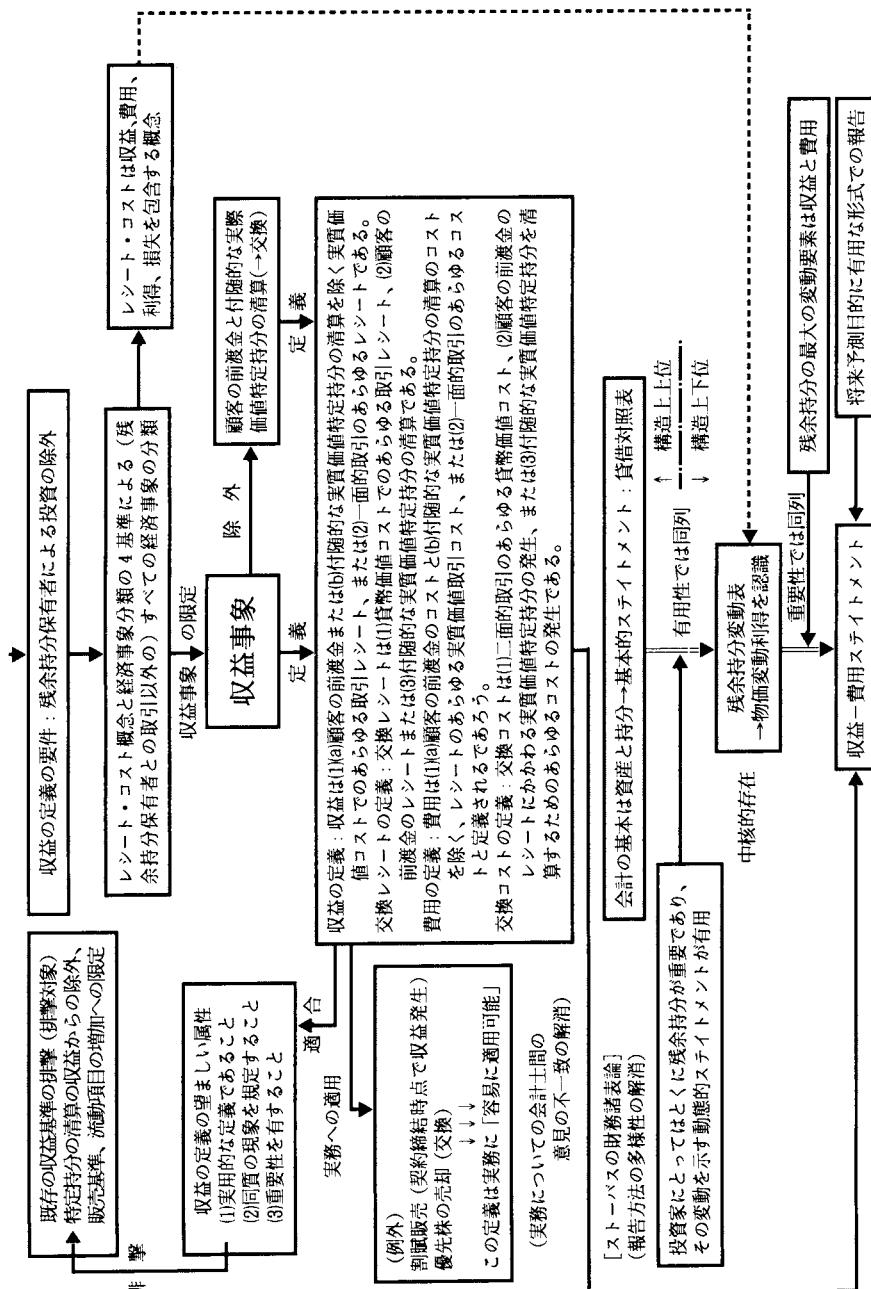


ストーバスによる既存の収益の定義の分類  
(分類基準)「インフロー／アウトゴー基準」「包括性基準」

	(インフロー)	(アウトゴー)
狭い	ケスター フィニーとミラー	ペイトンとリトルトン キャニング
(包括性)	ドール	アメリカ会計学会 パッター

〔ストーバスによる既存の定義の検討〕

- アウトゴー概念の否定 → 残余持分の観点から
- のインフローの主張
- 収益の第1規準：純資産項目の流入または増加 (インフロー)
- 〔ストーバスの定義の開発〕



意味で、この理論は現代の会計実務を支えるうえで、歴史的な役割を果たしたものといえるであろう。

## (註)

- (1) Staubus, George J., *An Accounting Concept of Revenue* (Doctoral Dissertation, The University of Chicago, 1954; New York: Arno Press Inc., 1980), pp.1-4.
- (2) *Ibid.*, pp.9-11.
- (3) *Ibid.*, p.11.
- (4) *Ibid.*, pp.11-2.
- (5) *Ibid.*, pp.12-3.
- (6) *Ibid.*, pp.15-7.
- (7) *Ibid.*, p.18.
- (8) *Ibid.*, p.19.
- (9) *Ibid.*, p.24.
- (10) Executive Committee of the American Accounting Association, "Accounting Concepts and Standards Underlying Corporate Financial Statements—1948 Revision," *The Accounting Review*, XXIII (1948), p.341.
- (11) Canning, John B., *The Economics of Accountancy* (New York: The Ronald Press Co., 1929), pp.100-1.
- (12) Staubus, *op cit.*, p.21.
- (13) Dohr, James L., "An Introduction to the Art of Accounting," *The Accounting Review*, XXII (1947), p.161.
- (14) Staubus, *op cit.*, p.22.
- (15) Finney and Miller, *Principles of Accounting—Intermediate* (New York: Prentice-Hall, Inc., 1951), p.596.
- (16) Kester, Roy B., *Advanced Accounting* (4th ed.; New York: The Ronald Press Company, 1946), p.493.
- (17) Staubus, *op cit.*, p.22.
- (18) Vatter, William J., *The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports* (Chicago: The University of Chicago Press, 1947), p.38.
- (19) Staubus, *op cit.*, p.23.
- (20) *Ibid.*, p.23.
- (21) Paton, William A., *Essentials of Accounting* (rev. ed.; New York: The Macmillan Company, 1949), p.77.

- (22) Paton, William A., and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards* (Chicago: The American Accounting Association, 1940), p.46.
- (23) Staubus, *op cit.*, pp.23-4.
- (24) *Ibid.*, p.26.
- (25) *Ibid.*, p.26.
- (26) Executive Committee of the American Accounting Association, *op cit.*, p.341.
- (27) *Ibid.*, p.341.
- (28) Staubus, *op cit.*, p.27.
- (29) Vatter, *op cit.*, p.25.
- (30) Staubus, *op cit.*, p.28.
- (31) Bray, F. Sewell, *Precision and Design in Accountancy* (London: Gee and Co., [publishers], Ltd., 1947; New York: rpt. Arno Press Inc., 1980), p.100.
- (32) Staubus, *op cit.*, p.29.
- (33) Webster's *New International Dictionary* (2nd ed.; Springfield, Mass.: G. and C. Merriam Co., 1950), p.2132.
- (34) Staubus, *op cit.*, pp.31-3.
- (35) *Ibid.*, p.33.
- (36) *Ibid.*, pp.35-7. なお、本書では特定持分 (specific equity) についての明確な説明はなされていない。だが、ストーバスの「配当と清算両方についての優先株は……厳密には残余持分ではない」 (*Ibid.*, pp.105-6) などの言及から、特定持分は負債と優先株主持分の合計と考えられる。ただし、ストーバスは配当優先株は普通株に非常に近いものと考えているが、当時配当についてだけの優先株はめったに発行されていなかった模様である (*Ibid.*, p.79.)。なお、この点については以下の文献も参考にされたい。
- Staubus, George J., *A Theory of Accounting to Investors* (The University of California, 1961; rpt. Scholars Book Co., 1971), p.20, p.26. (高尾裕二訳『ストーバス投資者のための会計理論』白桃書房、昭和61年、24ページ、31ページ。なお、高尾氏は specific equity を「確定持分」と訳しておられる。)
- (37) *Ibid.*, p.37.
- (38) *Ibid.*, pp.42-3.
- (39) *Ibid.*, p.44.
- (40) *Ibid.*, pp.45-6.
- (41) *Ibid.*, pp.46-7.
- (42) *Ibid.*, pp.49-51.

- (43) *Ibid.*, p.54.
- (44) *Ibid.*, pp.54-6.
- (45) *Ibid.*, pp.56-7.
- (46) *Ibid.*, pp.57-60.
- (47) *Ibid.*, pp.61-2.
- (48) *Ibid.*, pp.62-3.
- (49) *Ibid.*, pp.64-5.
- (50) *Ibid.*, pp.73-6.
- (51) *Ibid.*, p.80.
- (52) *Ibid.*, pp.79-80.
- (53) *Ibid.*, p.86.
- (54) *Ibid.*, pp.84-5.
- (55) *Ibid.*, pp.87-8.
- (56) *Ibid.*, p.105.
- (57) *Ibid.*, p.101.
- (58) *Ibid.*, pp.92-3. なお、ストーパスは利得について脚注で以下のような説明を行なっている。「一般物価水準変動時の関連するコストとレシートの差額は、残余持分変動表では『利得』と呼ばれる」(下線-原文下線) (*Ibid.*, p.92.)。明確な説明はないが、「純貨幣価値持分の物価水準純利得」は具体的には、物価上昇による貨幣価値資産の減少分と貨幣価値特定持分の増加分の差額を意味するものと考えられる。例示にはないが、貨幣価値資産が多ければ当然「損失」になるものと思われる。また、「実質価値資産の貨幣価値の上昇率が一般物価水準上昇率を上回ることに起因する純利得」は、実質価値資産については個別物価と一般物価の上昇分の差額を利得として認識することを意味している。
- (59) *Ibid.*, pp.94-6.
- (60) *Ibid.*, p.106.